

指定訪問介護事業所運営規程

事業者：株式会社ケアサポートふきのとう

株式会社ケアサポートふきのとう指定訪問介護
(介護予防・日常生活支援総合事業) 事業所運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、株式会社ケアサポートふきのとう（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「訪問介護事業等」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問介護等の提供を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めるものである。

(事業の目的)

第2条 指定訪問介護の事業は、要介護状態にある利用者に対し、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助等を行うことにより、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

- 2 介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援状態にある利用者に対し、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上するよう支援することを目的とする。

(事業運営の方針)

- 第3条 訪問介護事業等の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問介護等の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明し同意を得たうえで実施する。
 - 3 事業所の従業者は、常により良い介護技術の習得に努め、利用者にとって適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - 4 指定訪問介護等の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況及び置かれている環境等を的確に把握し、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
 - 5 事業者自らその提供する指定訪問介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 6 訪問介護事業等の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、検収を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 8 指定訪問介護の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を提供し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 9 指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 株式会社ケアサポートふきのとう
- (2) 所在地 諏訪郡下諏訪町3 1 3 4-7

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に訪問介護事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者1名
サービス提供責任者は、訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）の作成及び説明を行うほか、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行う。
- (3) 訪問介護員2名以上
訪問介護員は、訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）に基づき、指定訪問介護等の提供に当たる。
- (4) 事務職員1名（兼務）
事務職員は、訪問介護事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日及び営業時間は、月曜日から金曜日まで、ただし年末年始（12月29日から1月3日）は、休業とします。
営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとしますが、上記の時間外については、対応可能な体制を整えるものとします。

(指定訪問介護等の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画書の作成
- (2) 身体介護
- (3) 生活援助

(指定訪問介護等の利用料その他の費用の額)

第8条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、その1割、2割又は3割の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、下諏訪町、諏訪市、岡谷市の区域とする。

(緊急時における対応)

第10条 事業所の従業者は、指定訪問介護等の提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講じるとともに管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難の場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 従業者の虐待防止に関する研修の実施

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、当該事業所の従事者又養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人等利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(衛生管理)

第13条 事業者は、感染症の発生又はまん延を防ぐために必要な措置を講じるとともに、従業者に対し定期的に健康診断等を実施する。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

※第13条第2項の措置は、令和6年3月31日までに実施する。（当該措置は令和6年3月31日までの間は努力義務とされている。）

(秘密保持)

第14条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。これは、利用者との契約終了後も同様とする。

2 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(個人情報の保護)

第15条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 利用者又はその家族の個人情報については、事業者による指定訪問介護等の提供以外の目的では利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合や、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第16条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるよう支援を行う。

(苦情解決体制の整備)

第17条 事業者は、指定訪問介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 事業者は、苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録し、5年間保存する。
また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に努める。

3 事業者は、指定訪問介護等の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは、提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、提供した指定訪問介護等に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 提供した指定訪問介護等に関する利用者及びその家族からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※第15条の措置は、令和6年3月31日までに実施する。（当該措置は令和6年3月31日までの間は努力義務とされている。）

(地域との連携等)

第19条 事業所は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

(従業者の研修)

第20条 事業者は、すべての訪問介護員等に対し、資質向上を図るための研修計画を作成し、当該計画に従い事業所内研修を実施するとともに、研修機関等が実施する外部研修への参加の機会を確保する。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業者は、指定訪問介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

2 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省令並びに条例・規則に定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。